

戸籍事務へのマイナンバー制度導入のための制度的検討事項について（２）

第１ 戸籍事務へのマイナンバー制度を導入するためのシステム形態等について

マイナンバー制度における情報連携（注）を行うためのシステム形態の在り方については、第１８回戸籍システム検討ワーキンググループ（平成２９年３月２９日開催）において、委託調査研究の調査結果を踏まえて議論が行われ、その結果を踏まえ、当研究会においても、第１９回（平成２９年４月１１日開催）において議論を行った。

その結果、補足資料１２のとおり、法務省が所管する戸籍副本データ管理システムの仕組みを利用してマイナンバー制度導入のためのシステムを構築する方向で検討することについて合意を得た（補足資料１２（戸籍システム検討ワーキンググループ中間取りまとめ））。

そこで、以下、上記システム形態を前提に、制度面について検討すべき論点について、整理するものである。

（注） マイナンバー制度における情報連携

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第９条に基づく番号利用事務とされた場合、当該事務内において、マイナンバーを含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の授受をすることが可能になる。戸籍事務は、全国市区町村並びに法務局及び地方法務局内において行われていることから、戸籍事務が番号法第９条の別表に掲げられた場合、番号法上は、その範囲で、特定個人情報のやりとりが可能となることが想定される。以下、これを「戸籍事務内利用」という。

他の行政事務に対する情報提供については、番号法は、原則として、情報提供ネットワークシステムを利用して情報提供を行うことを予定している（番号法第１９条第７号）。ネットワーク連携については、運用上のポリシーとして、情報提供ネットワークシステムの間接サーバに個人を特定する情報を置かないこととされている（したがって、個人を特定する情報は、住民基本台帳ネットワークシステムから取得することとされている。）（研究会資料１８第４の３参照）。以下、この方法による情報提供を「ネットワーク連携」という。

例外的な他の行政事務への情報提供の方法として、番号法上、情報提供ネットワークシステムを用いない方法も予定されている。例えば、番号法第１９条第８号においては、一定の条件の下で、国税庁が市区町村に対し、特定個人情報を提供する方法

が認められている（国税・地方税連携。以下、この方法による情報提供を「個別連携」という。）。なお、個別連携については、情報提供ネットワークシステムの使用に係る上記運用ポリシーを踏まえると提供困難な特定個人情報の提供の必要性が認められ、かつ、費用負担や事務負担の面などから情報提供ネットワークシステムを利用しない合理的な理由があるものについては、特定個人情報の保護やセキュリティの在り方について国民の理解が得られるものであるかどうか等を個別に判断した上で、法制上の検討を行うこととなるとされている。

第2 第1を前提とした制度面の検討事項について（2）

1 マイナンバー制度における情報連携に当たっての制度上の問題点について

(1) 国がマイナンバー制度における情報連携を行うことの根拠規定【資料20再掲・一部追記】

国（法務大臣）が連携情報の管理を行うための根拠規定を設けるものとする。

（補足説明）

現行戸籍法には、市区町村長を戸籍事務管掌者と定める規定（戸籍法第1条。以下「法」という。）及び国（法務大臣及び法務局又は地方法務局の長）による戸籍事務への関与を定める規定（法第3条）があるところ、現在の戸籍の正本情報の管理については、従来どおり市区町村で行うこととしつつ、前記第1のとおり、国において、戸籍事務に関するマイナンバー制度における情報連携を行うこととするのであれば、現在の市区町村長を戸籍事務管掌者とする法第1条の規定については維持する一方、国（法務大臣）が責任を持って、戸籍情報連携システム（仮称）を構築し、戸籍事務内において利用する連携情報を調製して管理を行う行政主体であることを戸籍法において明確に定める必要がある。

なお、現在、戸籍事務の未電算化庁は、1896市区町村のうち4団体（注）であるところ、国において、マイナンバー制度における情報連携を行うに当たって、国民に関する情報を正確に提供するためには、未電算化庁全ての電算化が必要不可欠の前提となる。平成6年に戸籍事務の電算化が可能になって既に20年余りが経過していることなどを踏まえると、全市区町村の電算化はもはや時代の要請であるといえる。

（注）東京都御蔵島村、新潟県加茂市、京都府相楽郡笠置町、北海道夕張市

(2) 連携情報の性質について【資料20再掲】

マイナンバー制度における情報連携を実現するため、国において、戸籍情報連携システム（仮称）を構築し、同システムに整備した連携情報を用いてネットワーク連携及び個別連携を行うとともに、戸籍事務内においても、連携情報のうち必要な範囲について参照することができることとする。

他方、戸籍の正本情報の写しである副本情報の管理を行う戸籍副本データ管理システムについては、現行どおり維持することとする。

（補足説明）

前記第1のとおり、国において、マイナンバー制度における情報連携を行うための連携情報を整備する場合、整備された連携情報については、文字情報について同定されたものとなるなど、現在の戸籍副本データ管理システムで保持している戸籍の正本情報の写しそのものである副本情報とは、内容が本質的に異なることとなる。他方、戸籍事務管掌者を現行と同様に市区町村長とし、戸籍の正本情報については、従前どおり市区町村に備えることとするのであれば、戸籍の正本情報が滅失した場合に再製できるようにするため、正本情報の写しである副本情報を保持することが依然として必要である（この再製のための正本情報の写しとしての副本情報は、現在の副本の概念と同一のものである。）。

そこで、新たに、戸籍情報連携システム（仮称）を構築した場合であっても、現行の戸籍副本データ管理システムは維持する必要があると考えられる。

なお、マイナンバーとの紐付けの範囲については、戸籍システム検討ワーキンググループにおける検討を踏まえ、費用対効果及び実現可能性の観点から、電算化戸籍の範囲とすることが相当である（補足資料12参照）。

(3) 番号法上の手当て【資料20再掲・一部追記】

番号法第9条別表第一に戸籍事務を加えるとともに、特定個人情報を提供するに当たって、同法第19条別表第二に戸籍事務を加えるものとする。

（補足説明）

戸籍事務について番号法の適用範囲とするためには、上記の番号法の改正が必要である（前記（1）参照）。（注）

（注）連携先について

現在、マイナンバー制度における情報連携の原則形態であって、情報提供ネットワークシステムを利用する「ネットワーク連携」（番号法第19条第7号参照）の連携先候補として、①年金事務、②児童扶養手当事務、③旅券事務との間で調整を行っている。

他方、番号法には、地方税法に基づく国税連携及び地方税連携（番号法第19条第8号以下参照）等のように、「個別連携」も認められているところ、現在、国税庁との間で、相続税法第58条通知に関する情報について個別連携を行うことが可能か否か調整中である。

（参考）相続税法第58条通知について

戸籍事務管掌者は、死亡届を受理した際には、当該届書に記載された事項について、所轄税務署長に通知することとされている（相続税法第58条）。

○相続税法（昭和25年法律第73号）

（市町村長等の通知）

第58条 市町村長その他戸籍に関する事務をつかさどる者は、死亡又は失踪に関する届書を受理したときは、当該届書に記載された事項を、当該届書を受理した日の属する月の翌月末日までにその事務所の所在地の所轄税務署長に通知しなければならない。

2 前項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号（法定受託事務）に規定する第一号 法定受託事務とする。

（4）戸籍情報へのマイナンバー紐付けの実現方策の検討【資料20再掲】

本籍地市区町村と住所地市区町村との連携を前提とし、戸籍の附票を利用してマイナンバーを紐付けるものとする。

なお、本籍地市区町村長から住所地市区町村に対してマイナンバー等を求める根拠規定を設けるものとする。

（補足説明）

戸籍事務は、戸籍の附票事務を通じて住民基本台帳事務と関連しており、戸籍の附票と住民基本台帳は、双方でその記載事項の変更があった場合には通知を行うことによって、双方の記載の正確性を確保している（住民基本台帳法（以下「住基法」という。）第9条第2項、第19条第1項及び

第4項)。この既存の仕組みを利用することによって、本籍地市区町村（戸籍側）から住所地市区町村（住民票側）に対してマイナンバーの情報を求める根拠規定を設けることにより、戸籍の附票を利用し、住所地市区町村（住民票側）から本籍地市区町村（戸籍側）に対して、戸籍情報にマイナンバーを紐付けるものである（補足資料13）。この方法によれば、マイナンバーの紐付けの正確性が確保できるとともに、既存の仕組みを利用するため、マイナンバーの紐付けに係る作業負担も比較的少なく、総合的に見て、最も合理的な方法であると考えられる。

なお、上記の仕組みについては、本籍地市区町村長から住所地市区町村長に対してマイナンバー等を求め、本籍地市区町村長がその提供を受ける必要があるところ、現行の住基法には、この情報提供を認める規定がないことから、その根拠規定を設ける必要がある。

(参考)

○住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）

（住民票の記載等のための市町村長間の通知）

第9条 市町村長は、他の市町村から当該市町村の区域内に住所を変更した者につき住民票の記載をしたときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の市町村長に通知しなければならない。

2 市町村長は、その市町村の住民以外の者について戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、又は職権で戸籍の記載若しくは記録をした場合において、その者の住所地で住民票の記載等をすべきときは、遅滞なく、当該記載等をすべき事項をその住所地の市町村長に通知しなければならない。

3 第一項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて相手方である他の市町村の市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。ただし、総務省令で定める場合にあつては、この限りでない。

（戸籍の附票の記載の修正等のための市町村長間の通知）

第19条 住所地の市町村長は、住民票の記載等をした場合に、本籍地において戸籍の附票の記載の修正をすべきときは、遅滞なく、当該修正をすべき事項を本籍地の市町村長に通知しなければならない。

2 前項の規定により通知を受けた事項が戸籍の記載又は記録と合わないときは、

本籍地の市町村長は、遅滞なく、その旨を住所地の市町村長に通知しなければならない。

3 本籍が一の市町村から他の市町村に転属したときは、原籍地の市町村長は、遅滞なく、戸籍の附票に記載をしてある事項を新本籍地の市町村長に通知しなければならない。

4 第一項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、住所地の市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である本籍地の市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、総務省令で定める場合にあつては、この限りでない。

(5) 個人情報保護方針について【資料20再掲】

番号法上求められる特定個人情報保護評価において、必要な個人情報保護の措置を講じるものとする。

(補足説明)

番号法に基づく特定個人情報の利用及び提供に当たっては、番号法上求められる特定個人情報保護評価（以下「情報保護評価」という。）の措置が必要となる。この情報保護評価については、セキュリティリスクやその対策を分析するものではなく、プライバシーに対する影響及び保護方策を評価する仕組みとなっており、評価の対象は個人情報単位やシステム単体ではなく事務であることに留意する必要がある。

なお、第1（補足資料12）のとおり、ネットワーク連携を行うための中間サーバでは、連携情報から個人情報を除いた上で、提供を求める行政機関が必要な範囲の情報について記号化したものを取扱うこととしており、当該情報の本人が特定されない仕組みとしている。

2 戸籍事務に関する制度上の問題点について

(1) 本籍地概念及び戸籍の編製基準について

本籍地概念及び戸籍の編製基準については、特段の見直しはしないものとする。

(補足説明)

前記1（1）のとおり、管掌者概念は特段変更しないこととすると、戸籍の正本を管理している市区町村を明らかにする意味でも、また、マイナンバー

一制度導入に当たっての制度上の検討を行う本研究会において、これ以上の検討を行うことは、時間的にも困難であることから、本籍概念については、現時点で特段の方向性を示すことは困難である。

なお、戸籍の編製単位については、韓国の身分登録制度のように抜本的に見直すべきとの意見もあったが、本籍概念と同様に、抜本的に見直すことの是非について検討するには、時間的にも困難であるとの意見が多かった。

(2) 電算化を前提とした規定への変更【資料20再掲】

現在、戸籍法は紙の戸籍を原則としているが、電算化戸籍を原則とする規定振りとするものとする。

(補足説明)

現在、戸籍法は、電算化された戸籍については、特例として規定されているところ（法第118条以下）、現時点において、大部分の戸籍事務について電算化が行われていること（前記（1））や、戸籍事務内において、連携情報を参照する等の電算化を前提とした事務を設けるのであれば、その事務を原則とすることが妥当であると考えられることから、戸籍法について、電算化を原則とした規定振りにする必要があると考えられる。なお、この場合であっても、依然として紙及び画像データの戸籍が存在する（例えば、改製不適合戸籍やデータ以外の形式で保管している副本等）ことから、例外規定としては、これら紙の戸籍についての規定も存続させる必要があるものと考えられる。

(3) 文字の取扱いについて【資料20再掲】

現行の戸籍情報システムは、各市区町村において個別に構築しているため、同一の文字であっても、戸籍情報システムに記録されている文字のコードや字形（デザイン）は、市区町村ごとに異なっている。国において、マイナンバー制度における情報連携に用いる連携情報を整備するためには、個人の名寄せを行うことが前提となるが、文字情報をそのままにした場合、複数の戸籍に記録されている個人の戸籍情報を名寄せできないほか、住民基本台帳との突合もできないため、戸籍記録にマイナンバーを紐付けることができない。

このため、現に各市区町村で戸籍に記録されている文字を収集した上で、同じ文字と異なる文字とを峻別する文字の同定作業を実施し、マイナンバー

制度における情報連携を行うための連携情報において、可及的に字形の同一化を図る方策が考えられる（詳細は補足資料14参照）。このように、連携情報については、文字の同定作業を行うこととするのに際し、今後、戸籍の正本において、新たに登録される文字が増加することを防ぐため、戸籍情報に記録する文字について、一定の制限を加える必要はないか、さらには、既に戸籍の正本に記録されている文字情報についても字形の同一化を実現するために制度的な担保の措置が必要ないかということについて検討するものである。

（考えられる案）

（甲案）

文字の同定基準を確定・公表し、戸籍に記録し、その表示に用いる文字の範囲について、制限するものとする。

（乙案）

現に記載されている文字については、特段の措置はしない。

（補足説明）

甲案は、戸籍（正本情報）に記録される文字について、一定の基準を示し、限定することを提案するものである。戸籍に記録される文字を限定することにより、戸籍事務が効率化される。しかし、統一した字形の基準を策定すること自体の困難さはおくとしても、戸籍に記載された自らの氏名の文字の字形に愛着を持つ者の反発を招くことが考えられる。この場合、現在の戸籍の正本に記載されている文字についても、一定の基準に基づき訂正する考え方と、現在の戸籍の正本に記載されている文字については特段変更しないものの、転籍などの新たな戸籍への記載の際には、一定の字形に統一された文字を用いるものとする考え方があり得るところである。いずれにせよ、文字についての一定の基準が示されることによって、市区町村の窓口では当事者に対する説明に用いることができ、理解が得やすくなるとの意見があった。

乙案は、従前の戸籍事務の取扱いを踏襲するものであり、戸籍に記載された文字に愛着を持っている国民にとって不満が生じないと考えられる一方、文字の字形が統一されないことから、戸籍に記録される文字が増え続けることとなり、事務の効率化の妨げとなり、更に文字作成に係るコストが生じることが考えられる。

なお、この取扱いであっても、戸籍に記載されている氏又は名の文字が誤字で記載されているときは、これに対応する字種及び字体による正字等で記載する等という、平成2年10月20日付け法務省民二第5200号民事局長通達における取扱方針については、変更はない。

(3) 改製不適合戸籍の取扱いについて【資料20再掲・一部修正】

改製不適合戸籍については、戸籍に記載されている者に対して、改めて改製についての告知を行った上で、改製ができない場合に、情報連携用にデータ化作業を行うものとする。

(補足説明)

現状の改製不適合戸籍については、紙のまま、あるいは画像データとして保存されており、法務局が保存している改製不適合戸籍の副本についても紙の状態で保存しているものがある。

前記第1のとおり、国が戸籍情報連携システム（仮称）を構築し、マイナンバー制度における情報連携を行うとしても、現在の改製不適合戸籍のままでは連携情報を整備することは不可能である。また、改製不適合戸籍に記載されている者は、コンビニ交付等、電算化戸籍を前提としているサービスを楽しむことができず、今後、電算化戸籍を対象とする新たなサービスを受けることも困難である。さらに、戸籍事務内の事務手続においても、改製不適合戸籍についてのみ、他の電算化戸籍と異なる取扱いをしなければならず、過誤の可能性も高くなるなど、事務手続上も煩雑であるといえる。

そうすると、改製不適合戸籍については、本来、電算化戸籍に改製することがマイナンバー制度における情報連携のためのみならず、時代の要請である戸籍の電算化の趣旨に合致し、今後の戸籍事務にとって必要不可欠であると考えられる。

他方、文字に対する愛着が強く、その結果、改製不適合戸籍とせざるを得なかった国民がいるという経緯も踏まえざるを得ない。

そこで、戸籍に記載されている者に対して、引き続き改めて改製についての告知を行うこととし、その上で改製ができない場合には、戸籍の正本はそのまま維持しつつ、別途、連携情報用にデータ化作業を行うものとする。

すなわち、改製不適合戸籍については、文字に対する愛着を有する国民がいる一方、戸籍の電算化を始めた平成6年当時と比べて、文字に対する多く

の国民がコンピュータやスマートフォン等の電子機器を用いるに至っており、国民の意識が変化している可能性も高いとの意見もあったことを踏まえ、改製不適合戸籍については、まずは、戸籍の氏又は名の文字が俗字等又は誤字で記載されている者に対し、対応する正字で記載する旨の告知（平成2年10月20日付け法務省民二第5200号民事局長通達第1・2（3）と同趣旨の告知）を改めて行うこととしてはどうか。

そして、前記告知をした上で改製ができない場合には、戸籍の正本については、紙又は画像データの状態で維持しつつ、別途、連携情報用にデータ化作業を行うこととするものである。なお、このように、別途、連携情報用にデータ化作業を行ったとしても、依然として正本は改製不適合戸籍のままであり、戸籍の届出等があり、戸籍に記載をする場合は、正本に記載するとともに、連携情報用のデータの更新作業も別途必要となる。

(4) 届書の電子化、保存について【資料20再掲・一部追記】

届書、申請書その他の書類については、届出等を受理した市区町村において、内容を確認した上で電子化し、国が構築する戸籍情報連携システム（仮称）に送信するとともに、届書等自体を一定期間保存することとし、現在行われている本籍地市区町村及び法務局等への送付事務は行わないものとする。また、戸籍を記載する本籍地の市区町村で活用できるよう、届書のうち必要事項を入力した情報も国が構築する戸籍情報連携システム（仮称）に送信するものとする。

国が構築する戸籍情報連携システム（仮称）に保存されたこれらの情報は、本籍地の市区町村の戸籍事務及び管轄法務局の指示等の事務において参照できるようするものとする。

（補足説明）

現状、届書、申請書その他の書類については、届出等を受理した市区町村から、本籍地の市区町村に目録を付して送付され、戸籍の記載が終了すると、本籍人に係るものは、管轄法務局に送付されている。また、届出先が本籍地の市区町村ではない場合、届書の情報のうち、戸籍に記載すべき事項については、事務処理上、当該届書を受けた市区町村及び本籍地の市区町村の双方で入力するといった事務の重複が生じている。

他方、市区町村長を戸籍事務管掌者とする現在の制度自体は維持することとしていることから、届出を受理した市区町村が本籍地市区町村でない場合に、戸籍の記載まで行うことはできない。

そこで、上記事務負担を軽減する目的から、届書等の情報を電子化することにより、市区町村や管轄法務局において情報の共有を行い、戸籍事務において活用することが合理的であると考えられる。

この場合、電子化する届書類の対象については、本籍地市区町村で戸籍の記載を行う際に、届書の添付書類を改めて確認することもあり得るため、届書だけでなく、その添付書類についても電子化する必要があるものと考えられる。また、電子化する届出事件の範囲について、例えば、非本籍人の届出に限るとすると、保存方法及び期間の区別も検討しなければならない上、電子化しない管轄法務局への送付事務も発生するとともに、婚姻届のように、事件届出人本人が複数にわたる場合の取扱いも問題となることから、受理地市区町村において、一律に電子化することが相当であると考えられる。

なお、電子化した届書情報については、市区町村においては、戸籍の記載のために必要なものであるから、戸籍を記載する本籍地市区町村に限り参照を可能とすれば足りるものと考えられる。

また、届書類について電子化し、国が構築する戸籍情報連携システム（仮称）に送信することとすると、紙の届書類については、法務局において保管する必要は必ずしもないものと考えられる一方、戸籍に受理地の市区町村が記載されることからしても、受理地市区町村で保管することが合理的なものと考えられる。もっとも、紙の届書類の保存期間については、保存の負担を軽減するため、現在の5年以下に短縮することが相当である。

その他、届書類の電子化に関連して、加工された届書の取扱いについて問題となり得る。

（以下追記部分）

すなわち、届書の様式については、法第28条、戸籍法施行規則（以下「規則」という。）第59条（出生、婚姻、離婚、死亡の4届書）で定められ、昭和59年11月1日付け法務省民二第5502号民事局長通達によって標準様式が定められているが、いずれも用紙の大きさ、様式を定めているのみである。現在、特に婚姻の届書について、各市区町村の独自のデザインや、各事業者の独自のデザインを施した、いわゆるデザイン婚姻届が用いられる

ことがある。加えて、ラミネート加工をした婚姻届も出された例もあると承知しており、この場合は、ラミネート加工されている部分に文字を記載することができないなど、現実には事務に支障を来している場合もある。

今後、届書類について、スキャナーで読み込む方法によって電子化することを前提とすると、いわゆるデザイン婚姻届やラミネート加工等された届書は、届書に記載されている文字を正しく電子化することができず事務に支障が生ずる可能性もあることから、一定の制限をする必要がないか問題となり得る。

他方、既に一定数の市区町村が、民間事業者と共同でデザイン婚姻届を作成しているほか、依頼者の要望に応じた婚姻届を作成している事業者もある現状も踏まえる必要がある。

そこで、例えば、届書の用紙については、ラミネート加工等を行わないことや通達で定める様式の上に重なる形でデザインは禁止するなどの制限をすることとしてはどうか。

(5) 戸籍事務における連携情報の参照について【資料20再掲・一部修正】

市区町村は、届出の受理の審査に当たって戸籍情報を確認する必要がある場合には、当該事件本人のマイナンバーを利用し、国が構築する戸籍情報連携システム（仮称）の情報を参照して、審査を行うことができるものとし、原則として、届出人が戸籍謄本等を届出の際に添付しなくてもよいものとする。ただし、市区町村が審査に当たって参照することができる戸籍情報については、現在戸籍の情報の範囲とすることでどうか。

(補足説明)

現状、戸籍の届出の際には、当該届出の受理の判断に必要がある場合には、届出人において、戸籍謄本等を添付している（規則第63条）。

しかしながら、市区町村において、届出の受理の審査の際に、国が構築する戸籍情報連携システム（仮称）の情報を参照することが可能になれば、届出人が戸籍謄本等を取得する負担が大きく減少するものと考えられる。

なお、審査の際に、国が構築する戸籍情報連携システム（仮称）の情報を参照するに当たって、除籍謄本等の情報まで参照することができない場合であっても、多くの場合、受理、不受理の判断は可能であると考えられること、現状として、届出人が添付している戸籍証明書は現在戸籍（戸籍事項証明書）

であることからすると、参照可能な範囲については、プライバシー保護の観点から、現在戸籍と同様の範囲の情報のみとすることが相当ではないかとも考えられる。もっとも、届出の受理の審査に当たって、過去の戸籍を確認しなければならない場面がある（婚姻障碍事由の有無（再婚禁止期間経過後の婚姻届出か否か等）等）ところ、現在戸籍の範囲に限るとすると、この点の審査に当たっては、従前どおり、本籍地に確認するなどの事務が残るということになる。この点については、実際の事務において、どの程度過去の戸籍に記載されている情報を確認する必要があるかも考慮しつつ、参照できる範囲を定める必要がある。

また、現在戸籍と同様の範囲とすると、マイナンバー制度における情報連携に利用する情報よりも、戸籍事務内の連携で利用する情報の範囲の方が狭くなるが、これが、既に事務内で管理・利用している情報を他の事務との連携情報としても利用するというマイナンバー制度の趣旨に適合するかという問題があるものと考えられる。

さらに、市区町村において、戸籍情報連携システム（仮称）の情報を参照するに当たっては、事件本人のマイナンバーを利用することが考えられる（補足資料15）。

事件本人のマイナンバーを利用するために、まず、事件本人からマイナンバーを提供してもらうことが考えられる。その際、マイナンバーの提供方法として、届書にマイナンバーを記載する欄を設けることも考えられるが、この点、どのように考えるか。

また、死亡届のように事件本人と届出人が異なる場合もあるため事件本人のマイナンバーを届出人が知り得ない、あるいは、事件本人と届出人が同一であってもマイナンバーを窓口で提供できない場合も想定される。その場合に、届出地市区町村で、戸籍情報連携システム（仮称）から、本籍、筆頭者、氏名等の情報により検索し、あるいは住基ネットから事件本人のマイナンバーを確認して、届出事務を処理することとすることが考えられる。

このように、届出人にマイナンバーの提出を必ず求めることとはしないとすると、事件本人がマイナンバーを提供する必要性を感じない可能性があるが、例えば、マイナンバーの提供によって、届書の記載の一部を省略することを認める等（本籍地等）の取扱いをすることによって、マイナンバーの提供に理解を得ることを検討することが適当である。

(6) 疑義のある届出に係る審査の在り方

法務局又は地方法務局長は、法第3条第2項の指示又は助言をするに当たり、必要があると認めるときは、届出人その他の関係者に対し、文書の提示を求め又は質問をすることができるものとする。

(補足説明)

届出に対する法務局及び市区町村長の審査（調査）権限については、市区町村長は基本的に書面による形式的な審査を行うものとされ、従来から市区町村長の審査において疑義が生ずる場合には、法務局において、届出関係者の供述を聴取するなどの調査をした上で、届出を受理すべきか否かについての指示等（法第3条第2項）を行っている実情にある。しかし、法務局においてどの程度の実質的調査を行う権限があるかについては明文化されている規定がないことから、戸籍法に、届出人その他の関係者への質問権などの審査権限に関する新たな規定を設けるか、他方、市区町村の戸籍窓口における調査に関する規定を設けるかなどの検討を行った。現在、法務局及び市区町村長が行っている権限について明文化された規定を置くこと自体については、特段の異論はなかったが、その範囲、必要性についてはなお検討すべきとされたところである。

そこで、法務局が、市区町村に対して、指示等（法第3条第2項）を行うに当たり、必要と認める場合に、届出人その他の関係者への質問等の調査ができる規定を置くことを提案するものである。

もっとも、上記のような規定を設けることに対しては、なぜ、法務局のみ実質的権限に関する規定を設けるのか、また、権限規定を設けることにより、一定の制限を課したとしても、広範囲な調査義務が法務局長（あるいは市区町村にも設けた場合には市区町村長にも）生ずることとなり、従来、基本的に戸籍及び届書類といった書類に基づいて受理の審査を行ってきた戸籍事務の在り方に影響を及ぼすのではないかとの懸念も指摘され得る。

(7) 戸籍訂正制度の在り方

戸籍訂正制度の在り方全般に関して、①訂正事由のあることが発見された場合であっても、届出人等が訂正許可審判手続をとっているかどうかを市区町村長が把握する術もなく、戸籍訂正申請をするかどうかを見極める期間に

係る規定がない, ②市区町村長や法務局が訂正許可審判手続に関与することが担保されておらず, 市区町村の処分に対する不服申立て事件などと比較して審理の充実が確保されていない, ③市区町村長が職権で訂正することができる事項が限られているため, 訂正許可審判手続において主文に示されていない関連事項の訂正を行うことができない, ④主文に概括的記載がある場合には, その効力がどの範囲に及び, どの範囲までの関連事項の戸籍訂正を行うことができるかが明らかにならない点などが主な問題点として挙げられた。

加えて, 法令違反と考えられる審判であっても, 当該審判の無効をもたらすような重大な法令違反でない限り, 審判書のとおり戸籍を訂正せざるを得ないとされている点も, 戸籍訂正制度の在り方を検討する上では考慮する必要があり, 現行法においてこのような法的整理がされていることも, 具体的な事案における対応に苦慮する原因となっているところである。

これまで, 本研究会において, 戸籍訂正制度の在り方について様々な検討を行ったところであるが, さらに, 今後, 戸籍情報にマイナンバーを紐付けると, 種々の原因で発生している複本籍が大量に発見されることも十分予想され得る。

そこで, 一定の範囲で, 法第24条第2項の場合以外に, 申立て又は職権により法務局における戸籍訂正手続を行うことにより, 迅速に戸籍を訂正することが可能となり, また, 現在においても市区町村長限りで職権で戸籍を訂正している場合もあることから, その根拠規定を置くことは, 戸籍の記載の正確性を確保する上で, 有益であると考えられる。

なお, この場合であっても, 法務局に対する戸籍訂正が認められなかった場合において, 不服申立手続を設ける必要があるのか, あるいは, 現状の法第113条, 第114条に基づいて家庭裁判所へ戸籍訂正許可審判の申立てを行うこととするのか, 法務局における戸籍訂正手続について, 現行の手続との切り分けについては, 検討する必要がある。

(8) 人事訴訟・家事審判等の戸籍記載の在り方

人事訴訟の判決・家事審判等の戸籍記載の在り方として, 家庭裁判所からの嘱託を原則化あるいは拡大化することについて, 届出を前提としている戸籍法において, 報告的届出について嘱託による戸籍記載にすることに合理的

な理由があるのか、また、裁判離婚、裁判離縁の確定後、離婚事項・離縁事項を戸籍に記載する際に、あらかじめ婚氏・縁氏続称の届出（法第73条の2、第77条の2）や新戸籍編製の申出（法第19条第1項ただし書）を行わなければならないことから、嘱託による戸籍記載になじむのかとの問題点の指摘があった。

実体法の規律の変更、あるいは、新たな裁判手続の導入と離れ、嘱託による戸籍記載の原則化あるいは拡大については、その必要性を慎重に検討する必要がある。

(9) 戸籍謄本等の交付請求の在り方

本籍地以外の市区町村の窓口における戸籍謄本等の交付について、法10条に基づく本人等請求については、一定の必要性があるとの意見があった。また、法第10条の2に基づく第三者請求については、平成19年の戸籍法改正により自己の権利の行使等のために戸籍の記載事項を確認することが必要となる者ごとの請求者の属性を分類の上、これに応じた要件が格別に定められた経緯があるところ、これらの要件を満たすか否かは、対象となる戸籍情報を備えている市区町村が直接判断すべきであり、本籍地以外の市区町村の窓口における戸籍謄本等の交付は認めるべきではないとの意見が多く見られたところである。さらに、仮に戸籍謄本等の交付を認めなかった場合の処分決定者とその後の不服申立ての相手方が誰になるか、戸籍情報へのアクセス制限の確保等、実務上の問題が多いとの意見もあった。他方、第三者請求についても、本籍地以外の市区町村の窓口における戸籍謄本等の交付を認めないとする合理的な理由は見当たらないとの意見も一部にあった。

第1で記載したとおり、マイナンバー制度における情報連携のためのシステムの在り方については、法務省が所管する戸籍副本データ管理システムの仕組みを利用し、国が戸籍情報連携システム（仮称）を構築し、市区町村における戸籍の正本及び戸籍情報システムについては維持をすることとして検討している。

そうすると、戸籍の正本情報については、依然として市区町村に存在することになり、また、個々の戸籍情報システムについては直接連携していないままとなる。戸籍謄本等については、戸籍事務管掌者である市区町村長が管理する戸籍の正本を基に証明することが原則であるところ、正本情報を直接

連携させないのであれば、本籍地以外の市区町村の窓口において、戸籍正本から証明書を発行することは困難となる。

他方、国において整備する連携情報は、飽くまで連携用の情報であり、正本の文字と字形が異なることがあり得る。そうすると、戸籍事務管掌者である市区町村長が国の管理する連携情報から、正本と異なる証明書を発行することが可能なのか、その権限の在り方、法定受託事務として市区町村長を戸籍事務管掌者とする戸籍事務の在り方にも大きな影響が生ずるものとなると考えられるため、なお十分な整理が必要であると考えられる。

その他、現在、住所地市区町村と本籍地市区町村が異なっている場合であっても、コンビニエンスストアのキオスク端末から戸籍証明書の発行を可能とする、いわゆるコンビニ交付を導入する市区町村が増加しており、今後も増加する見込みであるとのことである。そうすると、このコンビニ交付と、本籍地以外の市区町村の窓口における戸籍謄本等の交付との棲み分けについても、整理する必要があるものと考えられる。

なお、戸籍システム検討ワーキンググループの中間とりまとめ（補足資料 1 2）で提言された、ベンダー別のクラウド化が進むことにより、同一ベンダー内で、本籍地以外の市区町村の窓口で戸籍謄本等の交付を可能とすることはあり得る選択肢である。

仮に、本籍地以外の市区町村の窓口での戸籍謄本等の交付を行わない場合、戸籍謄本等の収集の負担は、課題として残ったままとなる。そこで、戸籍謄本等の収集の負担の軽減を図るための一定の方策について、例えば、本籍地の所在（履歴）を教示するサービスを設けることも一案と考えられる。これは、戸籍に関する国民の意識調査を実施した際（資料 1 7 の 4（1））に、大多数（約 9 7 %）の人が本籍を知っているとの回答であったが、この調査結果に対し、本研究会において、実際の窓口では正確な本籍を把握していない人も多いとの意見も出されているところであり、一部の市区町村で窓口調査を実施したところ、実際に戸籍謄本等の請求に当たって正確な本籍を記載することができた割合は約半数程度であったこと踏まえ、戸籍謄本等に係る請求項目及び請求先を事前に入手することができれば、戸籍謄本等の収集の負担が軽減できるものではないかとの考えに基づくものである。

(10) その他の論点

ア 戸籍の氏名についてのいわゆる振り仮名【中間とりまとめ再掲】

戸籍の氏名についてのいわゆる振り仮名については、特段の制度を設けないものとする。

(補足説明)

現在、戸籍法上根拠がなく、記載事項となっていない戸籍の氏名についてのいわゆる振り仮名につき、利便性の観点から戸籍の記載事項として追加することについて、本研究会において検討を行ったが、戸籍に振り仮名を記載することについては問題が多いとの意見があり、これに対する特段の異論はなかったところである。

具体的な意見等は、以下のとおりである。

すなわち、仮に振り仮名を戸籍に記載するとした場合には、それは、氏、名の一部となるのか否かその法的位置付けが不明であるだけでなく、その振り仮名も戸籍の記載事項となるのであるから、仮に変更、訂正するのであれば戸籍訂正（法第113条以下）あるいは、振り仮名も含めて氏及び名とすれば氏名の変更（法第107条、第107条の2）の規律に服することとなり、家庭裁判所での審判が必要となることが考えられる。

また、氏名の漢字と振り仮名との関連性の問題がある。仮に、届出人が当該漢字の音、訓又は字義に全く関係のない振り仮名を届け出た場合に、漢字との関連性を考慮せず、届出のと通りの振り仮名を戸籍という公簿に記載することとすると、漢字とその読み方を公の機関が公認したものと考えられることになりかねない（子の名に用いることができる文字が人名用漢字と常用漢字であることを踏まえ、両者の関係を考慮すると、国語行政に影響を及ぼす問題となりかねない。）。一方、氏名の漢字と振り仮名との間に関連があるか否かについて、戸籍窓口で審査をすることとする場合には、その判断は、非常に困難であると思われる（その結果、窓口である市区町村において相当の混乱が予想される。）。

仮に、全ての戸籍に一律に振り仮名を付すこととする場合には、全国民に対して郵送等により自己の氏名の振り仮名を届け出てもらわなければならない、国民の負担が大きい上に、市区町村の作業量が膨大となり、大きな混乱が生ずることが想定され、現実的でないと考えられる。一方、出生届等の届出がされた段階で、順次、氏名の振り仮名を戸籍に記載していくことも考えられるが、この場合も、同じ氏である親子や兄弟が、それぞれ別の

届出において、異なる振り仮名を届け出る可能性があるため、その都度、事件本人の親族が在籍する戸籍に記載された氏名の振り仮名を確認する等、届書の受否を判断する上で審査が必要となり、大きな混乱が生ずることが考えられる。

また、そもそも、親子や兄弟の氏について、異なる振り仮名で別々に届出がされた場合、実質的審査権を有しない市区町村において、どちらが正しいかを判断することは極めて困難である。

一方、全く審査（確認）をしないまま受理し、届書に記載されたとおり戸籍に記載した場合、連続する戸籍間に不整合が生じることとなり、その結果、戸籍訂正がされるまでの間、正確でない情報が公示され続けるという問題が生じる。

これらの問題の解決は困難であり、戸籍実務上及び一般国民の社会生活上混乱を生じさせることになるものと考えられることから、戸籍に振り仮名を記載する取扱いとすることについては、その必要性や国民の意識も踏まえ、なお慎重に検討すべきであると考えられる。

イ 死亡届出の届出人資格の拡大

法第87条は、第1項で、死亡届出義務者として、第1順位で同居の親族、第2順位でその他の同居者、第3順位で家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人と定め（順位にかかわらず、届出は可能。）、第2項で届出資格者として、同居の親族以外の親族、後見人、保佐人、補助人及び任意後見人も、これを行うことができると定めている。第2項の届出資格者は、昭和51年改正により設けられ、平成19年改正により同居の親族以外に届出資格者が拡大された。

現在、近年の社会状況を反映して、身寄りのない高齢者を中心に死亡後の諸手続について第三者に事前に委任する死後事務委任契約が増加しているとされる。しかし、法第87条第2項に規定していない死後事務受任者は死亡届の届出人になることができないところ、全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会から死後事務受任者について、届出資格者に加えることの要望が出されている。

そこで、死後事務受任者についても、死亡届の届出資格者に加えることについて、検討するものである。なお、死後事務受任者の範囲について一

定の制限をすべきか否か、すなわち、任意後見受任者で死後事務受任者の場合、公正証書により死後事務について受任していることの証明は可能であるが、その他死後事務のみを受任しているような場合があるのか、その場合、どのような契約を行っているのか、死後事務委任・受任の実情も踏まえて、検討する必要がある。

ウ その他

その他、所要の整備を行うものとする。